





元気ショップ「いこ~る」と 札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定

協定書

(第 130015 号)

元気ショップ「いこ~る」と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

元気ショップ「いこ〜る」は、これまで進めてきた食の安全確保と 消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に 係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

▼基本項目▼

■施設等の衛生管理

2 商品の品質管理

3 従業者等の衛生管理

4 問題発生時の危機管理

5 11~41以外の食の安全・安心に関する事項

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得る ことができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成26年1月18日

社団法人 札幌市手をつなぐ育成会 会 長

札幌市 長

奈須野 益

上田文雄

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を 自ら定め、実行します。

- ●調理器具の洗浄と店舗内の整理整頓を心掛け、清潔保持に努めています。
- ●廃棄物の適切な分別処理に努め、 環境にも配慮しています。
- ●消費期限、賞味期限を毎日チェックし、期限が切れるまでに商品を 売り場から撤去します。

